

鳥取県告示第189号

平成21年鳥取県告示第209号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき平成22年3月25日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根のある多目的広場</td> <td>全面1時間につき</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>2分の1面1時間につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合（<u>営利を目的としない場合であって、入場料等を徴収しないものに限る。</u>）において、次に掲げる場合に該当するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる場合に該当するときにあつては100分の95、(2)に掲げる場合に該当するときにあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10</p>	略	区分	単位	金額	略			屋根のある多目的広場	全面1時間につき	900円	2分の1面1時間につき	450円	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根のある多目的広場</td> <td>全面1時間につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>2分の1面1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	略	区分	単位	金額	略			屋根のある多目的広場	全面1時間につき	1,000円	2分の1面1時間につき	500円	略	
略																													
区分	単位	金額																											
略																													
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	900円																											
	2分の1面1時間につき	450円																											
	略																												
略																													
区分	単位	金額																											
略																													
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	1,000円																											
	2分の1面1時間につき	500円																											
	略																												

円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 連続して3時間以上利用する場合
((2)に該当する場合を除く。)

(2) 連続して9時間以上利用する場合

4 屋根のある多目的広場を利用する場合（営利を目的とする場合に限る。）において、当該広場を会場の準備又は撤去のために利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、当該利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 略

2 略

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 略

2 略

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。